

# 留萌市教育支援センター 運営方針



留萌市教育委員会

令和5年4月

# 留萌市教育支援センター

## 1 教育支援センター運営方針

### (1) 教室開設趣旨と業務

- ・ 何らかの理由（事情）により学校に行くことができない、家庭に閉じこもりがちな児童生徒に対し、学校生活への復帰を支援する（児童生徒の将来の社会的自立を目指す）ため、カウンセリング、教科指導、集団生活への適応指導等を可能な限り組織的・計画的に行う。
- ・ 学校生活への復帰を支援するために、学校、家庭、関係機関等と連携を密にし、必要により調整を行う。

### (2) 当教室の業務

- ① 相 談・・・入級者、悩みを持つ児童生徒、保護者、担任等
- ② 指 導・・・入級者、準入級者、訪問指導希望者
- ③ 交流研修・・・他市町村の適応指導教室、管内・道内協議会
- ④ 予 防・・・学校との連携、校内組織化支援、関係機関との連携
- ⑤ 訪 問・・・家庭、学校、関係機関

### (3) 相談・指導について

- ① 相談指導内容  
悩みの解消、生活の意欲化、自立心、社会性、協調性等の育成のための活動
- ② 相談指導の方法  
個々の児童生徒の状況に応じた対応を行うための、効果的な個別又は集団での指導方法（通級指導、家庭訪問、アウトドア等の集団活動）、他の専門機関の紹介
- ③ 相談指導体制  
指導員自らの指導とともに、各種専門を生かした役割分担の提案と依頼（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、病院、児童福祉施設等の専門職員との協力）

### (4) 関係機関との連携について

- ① 現籍学級・学校との意思疎通と連携  
生活学習状況についての当教室からの状況報告、学校からの対応経過報告、当教室での学習成果の学校での評価と進級・進学、再登校時の準備と指導
- ② 家庭との連携  
家庭環境、生育歴、家庭での生活状況等情報の共有、保護者への啓発・支援
- ③ 子育て環境にかかわる機関との連携  
子育て支援課、民生委員児童委員、ケースワーカー、児童相談所、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、家庭児童相談員、保健師（健康福祉センターは一とふる）、警察、町内会等

④ 相談機関

小児科、小児精神科等の専門機関を必要により紹介する。当センターとして照会や指導要請（心理・医・教育関係）

## 2 通級指導・相談要領

### (1) 入級指導・相談対象

当センターは「心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因等により登校しない、あるいは教室に入ることができない状況にある児童生徒」を対象として業務を進める。

### (2) 相談段階

#### ① 相談対象者

- ア 登校できない悩みを持つ児童生徒
- イ 子どもが不登校状態（傾向）になっている又は心配な保護者
- ウ 学校や諸機関の指導員から紹介された児童生徒
- エ 不登校者にかかわる学校関係者等

### (3) 通級者

#### ① 入級対象者

- ア 継続又は断続で月 5 日程度の欠席がある。
- イ 登校はできるが教室に入れない。
- ウ 明らかな病気欠席や経済的理由などによる場合を除く。
- エ 保護者から当センターの方針を理解し協力が得られる。
- オ 当該校長から通級が適当と認められる。

#### ② 入級退級の認定

- ア 保護者は、在籍校の校長を経由して教育委員会に申し込む。（別添書類）
- イ 校長は当該児童生徒の通級の同意と近況等資料をつける。
- ウ 当センターとして担任、保護者との面談や資料等を加え検討する。
- エ 校長の意見を尊重し、当センターの検討を経て教育長が決定する。
- オ 退級を希望する保護者は校長が在籍校の校長を経由して教育委員会へ届け出る。その際は、事前に当センターと保護者、在籍校で事前に協議を行う。

#### ③ 入級認定された者の身分

- ア 現学級在籍とする。
- イ 通級した日数は年度末に出席数に加えることができる。
- ウ 日本スポーツ振興センターの保険扱いの対象とする。
- エ 通室の方法は保護者の送迎によるが、申し出により本人のみでも可能とする。

#### ④ 入級申込

- ア 申込日 随時受け付け可能
- イ 書類
  - a 入級申込書（別紙）
  - b 入級希望者の状況説明書類（別紙）

### 3 入級までの手続きの流れ

#### I 教育相談申し込み

電話または来室にて教育相談の申し込みを受け付ける。

留萌市教育支援センター <TEL 090-9005-5338>

\* 上記の場所ではつながらない場合

留萌市教育委員会 教育政策課教育推進係 <TEL 0164-42-3006 内線 478>

#### II 教育相談

教育相談を受け付ける。

#### III 体験利用

児童生徒及び保護者による体験利用を行う。

#### IV 体験利用の結果を踏まえた入級意思の確認

教育支援センターでの体験利用の様子等を参考に入級の意思を確認する。

#### V 保護者から学校への申し込み

教育支援センターへの入級を希望した場合、「入級申込書」を保護者から在籍校の校長に提出してもらう。

#### VI 学校から教育委員会への申し込み

在籍校長は「入級申請書」の内容に同意して教育委員会へ提出し、入級が許可された場合、教育委員会より「入級許可通知書」を発行する。

#### VII 正式入級

## 4 教育支援センター具体的活動

### (1) 方針

児童生徒の個々の状況に応じた長期展望に立ち、通級を通して生活意欲を高め自立性、社会性を育み、最終的に学校に通学できる力を身につけるための支援、及び、未然防止の取り組みを行う。

### (2) 内容

#### ① 相談（随時受付）

- ア 本人の興味があること、話したいことから（表現に重点）
- イ 学校生活、家庭生活、友達、進路、将来
- ウ 希望により、今日一日の活動を自分で計画（基本日課に沿いながら）
- エ 定期的に保護者との面談・相談（2ヶ月に1回および必要に応じ）

#### ② 作業

- ア 遊び、ゲーム、（当センター内で）
- イ 運動（留萌市スポーツセンター及び屋外で）
- ウ 作品作り（家庭と当センター内）
- エ 教科指導 基礎学力にかかわること  
時には学校の協力（教科）を要請する（特に再登校時）

#### ③ 生活技術・体験

- ア 対人関係 対話、発表の仕方、姿勢、他人の言葉の解釈、自己表現、楽しさの発見、いじめ対策、ボランティア
- イ 体験学習 施設訪問、自然体験（アウトドア活動、戸外運動）

### (3) 時程

- ① 9：00～15：00（月曜日～金曜日）
- ② 本人の希望を入れながら、個別又は集団で指導

### (4) 記録および報告

- ① 指導相談記録（執務記録、指導相談、活動日誌等）
- ② 定例報告
  - ア 内部報告（月ごとの個人状況と出席記録表）、
  - イ 現在籍校への通知（通級状況報告等）

### (5) 学校への巡回訪問等

- ① 各校を巡回訪問し、児童・生徒や学級集団等の現状理解を深め、不登校傾向の未然防止及び不登校に陥った場合の通級指導に役立てる。
- ② 学校と相談の上、必要に応じ関係機関の職員とも連携し、不登校傾向の児童・生徒宅を家庭訪問し相談や指導にあたる。